

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 皆様、こんにちは。午後のひととき、おつき合いいただきたいと思います。9番、内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

一昨年、東日本大震災から早くも2年を迎えようとしています。最近の報道を見ておきますと、原発事故の完全収束はおろか、被災地の復興はまだまだのようです。こんな中での政権交代となり、景気もよくなるような機運が芽生えています。デフレからの脱却は誰もが願っておりますので、期待したいところでございます。

さて、境町では合併をしないことを選択して8年目となります。この間、町長の行政改革への思いは、機構改革や職員の削減など多岐にわたり、おおむね達成されてきていると感じております。私も平成11年に初めて議会へ上がってから14年となります。当初の目的は、開かれた議会を望み、各種の行政改革でした。この実質10年間の私の議会人としての仕事の中で、それらは十分とは言えないまでも、かなり達成されているのではないかと感じております。けれども、今後の境町を考えると、誰がリーダーになられても、境町のアイデンティティーと申しますか、同一性、主体性は変わらないのだという規範は必要ではないかと思えます。さらなる行政改革を望み、3項目7点についてお伺いいたします。

まず、第1は条例制定についてでございます。住民の誰もが納得するまちづくりを行うには、まちづくりの基本となる各種の条例づくりが欠かせないものと考えます。町は、どのような計画をしているのか、お伺いいたします。各種とは、自治基本条例、男女共同参画推進条例、障害者権利条例などです。自治基本条例というのは、そのまちの最高規範であり、平たく言えばまちづくり条例です。そのまちがどういうまちづくりをしていくのか、基本的な考え方を明文化するものです。その中でまちの役割、議会の役割、住民や事業者の役割を明示し、お互いの権利を認めることによって、住民参加のまちづくりを推進しようというものです。

また、男女共同参画推進条例とは、いわゆる男女平等が社会的慣習や役割分担意識などで妨げられている現状を正していくもので、1999年6月、国が制定しました男女共同参画社会基本法にのっとり、各自治体で策定しているものです。この中で今問題になっているセクハラ、パワハラ、DVなどの対策など、女性の権利はもちろん、男性の権利も守られるというものです。

さらに、障害者権利条約とは、障害を理由に障害者を不利に扱うことを禁じ、障害者の権利を健全者と同等に認めるものです。既に国では国連の障害者権利条約に署名しています。千葉県や北海道、岩手県、熊本県などでは既に条例化されています。茨城県では、平成23年9月ごろより水戸市やつくば市で条例制定に向けての勉強会が開催され始めているところ。障害者自身がその思いを話し、条例の制定へ向けて各地で勉強会を重ねているところ。現在は、先天的な障害というよりは、不

慮の事故などで障害者になることも多く、これからのノーマライゼーション、全員参加の社会づくりには欠かせないものと思います。どのような計画があるのか、お伺いいたします。

次に、教育についてでございます。まず第一に、いじめ発見心理テスト、Q-Uテストの結果を見ますと、おおむね良好ながらも、小6、中1などでは要支援者が複数います。この生徒たちにはどのような対策を考えているのか、お聞きいたします。

また、先ごろ問題になっている体罰については、境町ではどのような状況になっているのでしょうか。教育のため、愛情があればと許されている場合もあるやにお聞きいたしますが、こうした暴力的なことで物事が決まることを覚えてしまうと、社会性に問題が生じます。暴力は絶対だめということをお聞きいたします。

3項目めは防災についてでございます。地域防災計画やハザードマップの見直しの検討事項は、その後どうなっているのかということです。昨年6月議会での質問の回答では、国や県の新しい防災計画にのっとって計画を見直すということでした。その中での幾つかの点をお聞きいたします。

1番としては、原発事故時の対応も県の防災計画改定を踏まえ、町でも一項目として取り上げていきたいとありましたが、境町としての地域防災計画はできているのか、お聞きいたします。

次に、わかりやすいハザードマップはできたのかということです。特に境町では洪水が心配で、どの方向に避難したらよいのか、今までのマップではわかりにくいのです。作成したのか、お聞きいたします。

3番目として、また洪水時の避難場所は、全人口は入り切れないということでしたので、ほぼ全員が避難できる場所は確保したのか、お聞きいたします。

4番目としまして、他市町村や民間での避難場所確保や物資の連携などでできているのか、お聞きいたします。

以上、3項目7点につきまして、当局の真摯なご回答をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、内海和子議員さんの条例制定についてのご質問、住民の誰もが納得するまちづくりを行うには、まちづくりの基本となる各種の条例づくりが欠かせないものと考えます。町は、どのような計画を考えているのかについてお答えを申し上げます。

ご指摘の自治基本条例につきましては、全国において地域主権の時代に備え、町民の声を町政に積極的に反映をさせる住民参加型自治の実現のため、自治基本条例を施行する取り組みが活発化をしておるところでございます。現在のところ、全国で約260の地方自治体で条例が制定をされているところでございます。ご案内のように、自治基本条例は自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でございます。地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法でいくの

か、こういったことを文書化したものでございます。多くの自治体では、情報の共有や住民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う町民、それから首長、それから行政等のそれぞれのいわば役割と責任、情報公開、各種審議会等への町民参加など、自治を推進する制度について定めておるところでございまして、町民みずからが自治の担い手としてまちづくりに参画をするといったことが定められているところでございます。

議員ご指摘のこの自治基本条例の制定の必要につきましては、十分認識をしておるところでございしますが、自治基本条例を制定するに当たりましては、これらを守るべきその3者の中で意義や内容についてお互いにいわゆる理解がなされて、お互いに今後の町政の方向性を視野に入れながら、まずは自治についての共通認識、そういったものを図った上で、規則や要綱の整備について段階を踏んで検討をしていくことが必要であろうというふうを考えておるところでございしますので、今後の取り組みにつきましてはそういったことを踏まえた上で進めていくことが大切ということでございしますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

男女共同参画推進条例につきましては、今回の第5次の境町総合計画の基本計画におきまして、男女共同参画社会において町が目指すべき基本理念及び施策の基本条項を定める男女共同参画推進条例の制定に努めるべく施策の方針に位置づけておりますことから、今後各種団体等のご意見を踏まえながら、条例制定に向けた検討を具体的に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございします。

続きまして、障害者権利条約につきましては、今般国連総会において障害者の権利に関する条約が採択をされたことに伴いまして、現在国においてもその法の整備を進めているところでございます。議員ご指摘のように、先進と言われる自治体におきましては既に条例化をしておるところがあるわけですが、今後におきましては同時に課題等もまだまだ多いというふうなことがございしますので、今後におきましては国、県及び各自治体の動向を見きわめながら検討してまいりたいというふう考えておるところでございします。

また、議員ご指摘の条例以外に境の役場でいわば各法令に基づきましての各諸計画でございしますが、こういったものにつきましては総合計画を補完する計画でございしますので、現在町としても一定の整理が必要であろうというふう考えておるところでございします。政策ごとの体系化、これらを新年度におきまして町としてもぜひとも図ってまいりたいと、このように考えておるところでございしますので、議員ご指摘の男女自治基本条例あるいは男女参画推進条例、障害者権利条約、こういったものにつきましてもその中で体系化を図って、一定程度の整理を図っていききたいと、このように考えておるところでございしますので、ひとつご理解方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ただいまのお答えで、いろいろと整備して、第5次総合計画の補完として整備して体系化していくということでございますけれども、先ほど具体的に例えば自治基本条例なんかが一番のものではないかなと私は思いますけれども、この近くですともう既に古河市も制定しておりますけれども、ほかの茨城県内ですと小美玉市というのが制定しております、この小美玉市のを見ますと、この中に男女共同参画という項目もありまして、この基本条例をつくることによって、やはりそういった男女共同参画のものなんかも入れていけるのかなという思いはいたします。だから、そういう意味ではこれが基本かなと思いますので、この基本条例をつくるに当たっていろいろ学習といいますか、研修していくのは、住民の皆様誰もが賛成してくれるのではないかと思いますので、具体的に何かこれから進めていくという意味でどのようなこと、例えば何か委員会を立ち上げてやっていくのかとか、そのようなことがありましたらば、全般に、全部の条例についてそうなのですから、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長， 齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） 結論から申し上げますと、議員ご指摘のように、行政をめぐる諸情勢というのは非常に急激な変化を今もたらしております。そういった意味で、これは私の所管でございますが、従来からある総合計画というのはむしろどちらかといいますと自治法で定められた向こう10年間の基本構想なり、実施計画なりということで、いわば自治体の方向性を示す、ある意味唯一のものであったわけでございますけれども、いわゆる各種法令等が、いわゆる介護保険法が制定されて、介護保険の計画をつくらなければならないとか、そういった自治体をめぐる諸情勢というのは非常に大きく変わってきたわけでございます。そういった意味では、私も自治基本条例につきましては、住民みずからがやっぱり役割というのを認識して、ともに参画をして、このまちづくりを進めていくと。いわば総合計画とは若干どちらかといいますとニュアンスが違うような形でございますが、全国的にはどちらが先ということではなく、どちらが重いということではなく、むしろ概念としては自治基本条例のほうに趣を置いた具体的な行動というものを示しているのだらうというふうに思っております。したがって、自治基本条例のほうがどちらかというより具体性を持ったまちづくりをともに住民に呼びかける場合は、そのほうがより具体的な、総合計画が何もだめだということではなくて、むしろ抽象的な部分をそういったことで自治基本条例はあらわしているものだらうというふうに思っております。

したがって、結論から言いますと、今古河のお話もございましたけれども、境町においても自治基本条例につきましては、依然齊藤政一議員からの一般質問等々でも指摘をされておりますように、その重要性につきましては認識をしているところでございますので、本格的に今回5次の総合計画が定まりましたので、素案のほうがまとまりましたので、先ほど言いましたように、私は諸計画も含めました、その中心にやはりこのまちづくりの基本条例、自治基本条例というのを据えた体系化を図り

ながら、具体的に進めていきたいというふうに考えております。時期については、まだ何ともこの場では発言は控えたいと思いますが、具体的な検討は新年度に入ってから進めていきたいというふうに考えておるところでございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） これからの問題としてやっていく方向ではあるということは認識できました。それで、前後してしまうかもしれませんが、これは何で必要かという、やはり町の方向性みたいなものを総合計画とは別に、やはりこの町はどういう町にするのかというようなことは、やっぱりどういう方がリーダーになられても変わらない、ある一定の線というものはつくっていったらいいのではないかなと思ひまして、お聞きしているわけですが、先ほどの中村議員の中でも町長の姿勢をお聞きしてはいたけれども、いま一つちょっと見えないところがあったかなと私自身も思ひましたものですから、そういうところが何かあればいいかなという思ひで、ぜひ自治基本条例に向けて検討していただきたい。それから、もちろん住民の方へも訴えていただきたい。やはりもちろん住民が目覚めていくことが一番の目的だと思いますけれども、その辺よろしくお願ひいたします。

それから、男女共同参画条例は、もちろん私がいつも言っております、今回の第5次総合計画の中でも条例の制定まで含めるといふことの項まで入っていると思ひますので、ぜひ10年と言わず、ここ二、三年でしていただきたいなという思ひでいるのですけれども、その辺の道筋はどんなふうになっているのか、ちょっとお伺ひできればお願ひします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

道筋につきましては、これから具体的に総合計画を定めたときにご協力いただきました関係者の方々等々も視野に入れながら、町のほうとしてはそういったことで組織化をしていく中で具体的に検討すべく、第三者等も入れまして進めていきたいというふうに考えておるところでございます。いずれにしても、町の将来像が第5次につきましては「水と緑と人が輝く協創交流のまち」というのを新たな将来像として定めたものでございますので、午前中町長が答弁をいたしました安全安心安定の基本理念を踏まえてのさまざまな分野における、総合計画における位置づけを具体的に進めていくというふうなことでございますので、具体的なその中で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 町長が最初から言っていっぱいしました安心安全安定ということで、安心安全に関しましてはかなりの部分が達成されているかなと思いますけれども、安定の部分になると、これ経済的なものが、世界的なものがあるので、なかなか難しいと思うのですけれども、この辺のところも先日大学の研修を議会でいたしまして、そのときにお話を聞いた牧瀬先生とおっしゃるのですが、聞きましたところによりますと、人口減時代の施策ということでお話ししていただいたのですけれども、その中で縮小の方向の計画、総合計画を立てるとい自治体もあらわれてきたということをお聞きしましたので、やっぱりこれから本当に人口が減で、しかもこのようにデフレが続いている。これもし脱却したとしても、私は一時的なことではないかなと思っているのですけれども、いずれにしても世界がそういう状況になってきておりますので、そうしますとやはりいつもいつも行け行けどんどの考えでなくて、縮小という言い方はあれですが、福祉に関して、本当の狭い意味の福祉に関してもっと充実していくか、あるいは教育に関して充実していくかという、そういったまちづくりも私は大事なかなと思いますものですから、そういうことも含めて、町長に何らかのお考えはお聞きしたかったので、ちょっと条例制定が一番の基本になりますのでと思って、質問いたしました。

ちょっとこれ後で町長のお考えを伺いたいのですけれども、その前に障害者権利条例の件も、今まで本当に勉強の段階なのですけれども、先日私も実は参加させていただいて、行きましたのですけれども、本当に障害を抱えている車椅子の方なんかがお話しされるのですけれども、それから司会など全部その人たちが取り仕切ってやっていただいて、今マイクもありますし、モニターなんかもできますので、そういう方でもちゃんとお話しできると。とっても楽しそうにやっていたので、やっぱり普通に生活できるのがとてもうれしいのかなという思いが私はいたしました。ですので、そういうのは見えない部分ですので、何か周りからちょっとやっぱり囲い、囲いというのではないのですね、やっぱり権利を認める決まりをつくってあげるといいのではないかなという思いがいたしましたので、そのことに関しても、まちづくりとそのことに関しても町長がどんなお考えが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

縮小社会と言われますけれども、実は二、三日前なのですが、「縮む日本これでいいのか」という本を送ってきた方がいらっしゃいます。まだ正直言って読んでいないのですけれども、これは下館の方なのですけれども、確かに2030年になると大体お年寄りの数が30%を超えると、65歳以上が。こういうデータがもう既に出ています。それともう一つ目新しいところでは、いわゆる非正規雇用者、これが先般発表されたのが35.2%なのです。3人に1人がお年寄りで、働く人の3人に1人が非正規労働者という、今こういう社会になってきているわけです。そこへ向けて、少子化で人口が減っていくということですから、縮小社会というのはこれ余儀なくされてしまっているふうな、今そういう時代

になりつつあるということです。そういう時代だからどうするかという問題になってくると思います。

そういうことで先ほど私申し上げたことは、やはりそこへ安心して住めるかということが一番大事なことなのです。これは、先ほどの障害者のことも今申し上げたいと思いますけれども、同じでありまして、ではそれ行政でどこまでできるかという問題もあるのですが、私は先ほど申し上げましたとおり、安心して子供が産めることだと。正直言って、今地区によって、茨城でも県北のほうへ行くと産婦人科がないのです。日立病院も産婦人科がないという時代になってしまった。そういうところを含めると、この地域は非常に恵まれているといえますか、西南医療センターと私いつも話をすると、5人は欲しいのだけれども、今4人しかいない。先生、何とか5人獲得してくださいよとお願いはするのですが、そういうものを含めて、そういう町の構成というのをしっかりつくっていききたい。学校の設備ももちろんそうです。また、子育て支援の医療費の無料化の実施も中学生まで無料にしているのもそういうことですし、さらには出産奨励、これももうちょっと拡大する必要があるのかなと、これは財政の問題が絡みますので、一概には言えないのですが、そういう縮んでいく社会の中で、どういうふうにしてこの町の形態をつくっていくかと、これが最大のこれからの課題だというふうに思っています。

これ人口がどんどんふえて、バブルのときのように発展している時代はわけないのです。工場なんかどんどん、どんどんつくって、私旭化成の仕事にちょっとタッチしていたことがあったのですが、どんな人でもいいから、人がいれば欲しいという時代があったのです。とにかく人が足りない。北海道の夕張炭鉱まで私行ったことがあるのですが、人の募集に。そういう時期もあったのです。そういう時期から今ぐっと下降しているわけです。それは、1つは少子化と高齢化、もう一つは今言った雇用形態の問題。この2つがやっぱり大きな人口減の基本といえますか、スケールメリットではないかと思っています。そこで、町としてはこれから結婚相談制度とかいろんな施策、そういうものを取り入れて、安心安全のまちづくりというのを目指していきたいということでもあります。

働く場所といえますと、これは前にも申し上げたと思いますが、旭化成で1,800坪からの工場をつくっています。拡張しています。これは断熱材の工場なのですが、それと、石塚硝子のほうでペットボトル、これリサイクルから製造まで一貫工場を今つくる準備をしています。間もなく県の許可もおりると思います。そういうものも含めて、キンカ堂の再建とか、今ある事業所のお手伝いできること、活性化というのは、これは工業部会とか工業団地協議会とか、年に3回ぐらい私一緒に交流会をやっているのですが、そういう中でお願いをしています。少しでも拡大していただいて、町から雇用をお願いしたいと。ただ、残念ながらこういう言葉が返ってきます。雇用を地元からとりたいたいのだけれども、町長、地元の人には来てくれないのですよと。これ何でだかわかります。わかりますよね。いわゆる汚れる仕事にはなかなか人が来てくれないという、そういう現状もあるということも認識してほしいということも、ことしの正月に言われました。

そういうことも含めて、いずれにしても町の活性化というのは、そういう企業が元気にならないと

できない部分もあります。では、よそから連れてくればいいのか。今なかなかそういう時代ではないのです。日本の企業はどんどん閉鎖して、海外へ行っている。そういう製造業、ほとんどの会社でそういうことが行われています。シャープにしても、パナソニックにしても、ことしは赤字です、大幅な。人員の削減を5,000人、1万人とやっているわけですから、そういう社会状況というのをしっかり見詰めながら、これからのまちづくりとか行政というのをやっていかなければならないというふうに考えていますので、その辺はご理解いただきたいと存じます。

障害者の基本条例ということですが、これらは今齊藤副町長が申し上げたとおりで、まだこれからの課題として取り上げてまいりたいと思っています。ただ、ことしも本当の障害者の方が中学校へ入学する方がいます。介助員を1人専属につけて、学校の不便なところは改造して、受け入れる準備を今しているところです。そういうところについても私たちは町としてはできることは同じにやっていたらこうということを進めているところでありまして、恐らく境の小中学校ぐらい介助員がいらっしゃる地域というのは少ないのではないかと考えているくらい介助員もたくさんついています。これは教育長、間違いありませんね、よそと比べても。そういうふうにできるだけ公平に、健常者と障害者が一緒にできるものはやっていただきたいという姿勢でやっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではございませんけれども、本当に今大変難しい時代になっておりますので、かじ取り、本当に境町のかじ取りは大変だと思いますけれども、それであればこそ、住民の協働のまちづくりというものを推進していかなければならないと思いますので、それにはやはり情報の共有化などいろいろ先ほど副町長が挙げられた、そういうこともございますので、ぜひさまざまなルールづくりというものもしていけるといいかなという思いでおりますので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。それで、本当に全員参加のいいまちづくりにしていければうれしいかなと思いますので、そこは要望として申し上げておきます。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

〔教育長 武井貞男君登壇〕

○教育長（武井貞男君） それでは、内海議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

いじめ発見心理テストの結果ですね、おおむね良好ではあるけれども、小学6年生と中学1年生の31人という要支援者がいると。これについての対応をどうするかというような質問にお答えしたいと存じます。昨年の11月にご協力によりまして、いじめ早期発見未然防止のことを兼ねて、いじめ心理テストをやらせていただきました。その結果、おおむね良好であるけれども、議員さんのご指摘のと

おり、6年生と中学1年生が要支援31名出てきてしまいました。この31名に対してどのような対応をしていくのだろうかということを考えて実行したのですが、1つはまずカウンセリング協会というのがあるのですが、カウンセリング協会から先生を派遣して、それから町の指導主事、町の生活指導員さん、それから適応教室の先生の複数の人数で担任の先生を交えて話し合いを十分にしていまいりました。そういうような方法をとっておりますけれども、そのほかに私が考えるところによりますと、1つは中1ギャップというのがあるのですね。中学に入って、何か心が不安だなというような不安心、これが心理にあらわれたのではないかというのが1つ。それから、もう一つは6年生も、中学が恐ろしいわけではないですが、これで小学校が終わりかというような一抹の希望と不安というのがこの心理の中に出てきてしまったのではないかなと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、31人の子供たちから目を離さず、温かい心で担任の先生、ほかの先生が接してやるのが最高の対応ではないかと、こういうふうに思っております。

続きまして、先ごろ問題になっております体罰について、町ではどういうふうな対応をするのだというようなご質問かと思いますが、お答えしたいと思います。体罰というのは学校教育法第11条で絶対に認めるわけにはいかない、絶対に禁止ですね。というような規定がございます。本町では、この体罰をどういうふうに捉えているかと申しますと、殴る、蹴る等の肉体的な苦痛を与えたときが体罰なのだというふうに捉えております。前も申し上げましたけれども、1月の初めのころですか、文科省と、それから茨城県合同によりましてアンケートの実施がありました。小学1年生は聞き取りです。小学3年生から中学3年生まで、延べ1,432名になるのですが、アンケートをとらせていただきました。それから、保護者の皆さん、先生方というようなことで調査をしております。現在3月中に提出なので、集約中でございます。なお、アンケート調査あるいはアンケートの実施以前、体罰が残念ながら2件起こっております。これから伸び伸びと生活できるように指導していきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、そのいじめ発見テストでの要支援者が31名いるということでして、それに対しては対応をしているということでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、体罰ですけれども、現在はないと。過去に2件あったと。現在ないというのは、調査中ということですね。その調査はわかりましたら、もちろん報告していただけるわけでしょうか。済みません。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） それでは、私のほうから内海議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

きます。

先ほど教育長のほうから答弁がありましたけれども、体罰に関するアンケートにつきましては、3月の4日までに報告を求めています。既に各小中学校から体罰のアンケートは上がっております。数が千七百何がし、あるいは保護者も含めると相当数の量になりますので、現在それは集約中でございます。なお、集約が終了次第、これは県あるいは国にも報告されますので、公表できると思えます。よろしくお願ひします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、調査結果はぜひお願いしたいなと思ひます。

それから、この体罰に関しましては、体罰もさることながら、いじめなんかにもやっぱり抵触するようなどころもあるかなという思ひもいたしまして、私はやっぱり家庭のあり方が本当は一番大事ななんて思っているのですけれども、家庭教育学級というのがあると思うのですが、どんな内容のことを保護者の方と学習しているのでしょうか。家庭教育学級はどんなふうになっているのかということとをちょっと。以前たばこのことを言ったときに、たばこのこともその中で教えていただけますかということもちょっとお聞きしたのですが、それもその後どうなっているのかなという思ひがありますので、どんな内容になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

○教育長（武井貞男君） お答えをしたいと思います。

各学校で小学校が1年生、中学校も1年生の保護者を対象に年5回実施しております。その中身については、家庭教育のあり方としつけのあり方というようなことが多いようだと思いますが、議員さんから出ました喫煙について、これも25年度ですか、は恐らくメニューの一つに入ってくるのではないかとこのように思っています。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、本当に教育は子供たちにとって大事でございますし、町長も力を入れている部門ではないかなと思ひますので、ぜひよろしく境町の子供たちのためにお願ひしたいなと思ひますので、要望ということで取り上げていただきたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 3項目めの防災についてのご質問、防災計画やハザードマップの見直し

の検討事項は、その後どうなっているのかについてお答えをいたします。

まず、原発事故も含めた防災計画はできているのかとのご質問でございますが、原発事故に関する地域防災計画につきましては、原子力災害対策法の改正に伴いまして、住民の避難や屋内待避の備えを重点的に行う目安となる区域は、これまで原子力発電所から半径8キロメートルから10キロメートル圏内であったものが30キロ圏内に拡大したことから、茨城県内ではUPZと言われる緊急時防護措置準備区域を常陸太田市、高萩市、日立市、常陸大宮市、ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、鉾田市、大子町、城里町、茨城町、大洗町、東海村の14市町村に対して、原子力災害対策編として独立した計画を義務づけておりますが、境町を含むその他の市町村の対応につきましては含まれてはおりません。しかしながら、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、本年3月中には国の原子力災害に対する指針を受け、県の地域防災計画の原子力災害対策編が改定されると聞き及んでおりますので、県の指導を仰ぎながら、境町の防災計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。その他地震及び津波を含んだ防災計画につきましても、国、県の指導方針が決まり次第、順次改定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、わかりやすいマップの作成はできたのかとのご質問でございますが、ハザードマップの見直しにつきましては、昨日の関稔議員さんと先ほどの中村治雄議員さんにお答えしましたので、重複するところでございますが、議員ご承知のとおり、国土交通省資料によりまして、利根川が決壊し、氾濫した場合の浸水予想に基づき、浸水区域と想定される深さ及び町が指定している避難場所を表示した境町洪水ハザードマップを平成20年度に作成し、全戸配布を行ってまいりました。この想定では、境町のほとんどが浸水するとされているわけでございます。水害の場合は事前に予測することが可能であるため、町としては町民の皆様いち早く情報を伝え、避難等の指示を発令することにより、被害を最小限にすることが最も重要であると考えております。現在国土交通省にて今年度中を目途といたしまして、ハザードマップ作成の手引きの見直し作業が進められており、これを受けて当町のハザードマップの改定を行うべく、平成25年度予算に計上させていただいており、完成次第、即座に配布したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、事前準備の基礎調査といたしまして、避難場所収容能力の新規避難場所の検討あるいは避難場所カルテや洪水ハザードマップの作成方針の検討等を行っているところでございますので、あわせてご報告をさせていただきます。

次に、避難場所の確保はできたのかとのご質問でございますが、洪水による被害が発生した場合、境町内の避難場所としての指定は、小学校5校、中学校2校、高等学校と3階以上の施設を対象としておりますが、町民全ての方がこれら施設に避難することは不可能でございます。避難場所、広域避難場所の確保についての検討が必要となるわけでございます。そこで、境町内において、住宅を除きまして個人あるいは事業所等が所有する3階以上の建物、3階建て以上の建物が30棟ございますので、

それらの建物を一時避難所としてご協力いただけるか調査を進めながら、近々戸別訪問しながらご協力をお願いする予定となっております。ご協力いただける場合には、建物の位置、利用可能階数、可能面積、収容可能人員等をマップに記すことも進めて、考えております。

続きまして、他市町村や民間との連携はできているのかとのご質問でございますが、昨年9月3日に野田市、五霞町の1市2町と、また本年1月17日には八千代町、五霞町の3町と、さらに2月19日には県西の古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町と当町の8市3町で、それぞれ災害時相互応援協定を締結したところでございます。今後は、さらに担当者レベルによる食糧や資機材の提供、被災者の救出、救援、救助活動に必要な車両等の提供、被災者の受け入れ態勢などの情報交換をしながら、具体的な計画を進めることになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） この防災につきましては、私も何度か質問いたしまして、またきょうのうと各議員からも特にハザードマップのことについてお聞きしてあると思いますので、そこで承っております中では、私が言ってきたことがほぼ入れられているのかなと思います。きょうちょっとマップを持ってこなくてわからなかったです。マップももちろん大きくなると伺っていましたので、大きくなるということと、それから今も避難場所もちゃんと明示すると。逃げる方向ですか、それもちゃんと表示するということですので、割とというか、わかりやすいものになるのかなというふうに想像しておりますので、なおかつ今回の予算書に計上されていますから、今年度中、25年度中には必ずできるものと思いますが、それにしてもちょっと遅いかなという気はしてしまうのですが、どうしても県とか国とかそういうことのほうの様子を見ないとできないものなのですか、こういうものは。自分のところで自主的にはできないのですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） 内海議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

国、県の改定ができなければできないのかということですが、そんなことはございませんけれども、ただ今年度本来はやるはずだったのですが、ちょうど今年度がやはりハザードマップの見直し、いわゆるハザードマップの改定の見直しの指針を国のほうでやっているということでございますので、先につくってしまって、また見直しとなると、2重の手間になるかなというふうに思ったので、大変遅れて申しわけないのですが、そういうことで新年度でということをご了解をいただきたいというふうに思います。新年度早々になりましたら、早期にそれらの作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 先日も片田教授の防災リーダー研修に伺いまして、この境町が坂東市で切れても、古河市で切れても、いずれにしても二、三千人の犠牲者が出るという、そういうシミュレーションがありました。ですけれども、先生のお話ですと、対応の仕方によってはゼロになるということも言っていたらっしゃいましたので、そのシミュレーションも克明に出ておりました。皆さんのアンケート調査の結果でシミュレーションをつくっていただきましたので。それを考えますと、本当にゼロにすることは可能なのだろうなという思いでありますので、ぜひそのところはしっかりとやっていただきたい。

なおかつ、今收容する機関がまだ未定といいますか、全員が避難できないということですので、その辺のところはどうなのでしょう。他市町村でもいろいろ連携したというのはニュースで見ましたけれども、それはそれでいいのですが、そうしますとほかのところでは何か災難があったとき、こちらに受けるといってもあり得ると思うので、そういうときのためにも避難場所というはある程度契約しておかないとならないのかなと思うのです。そういう意味も込めて、避難場所の拡充はできたのかどうか、さらにお聞きします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

先ほど提携したいいわゆる県西地区全部と野田市、そのほか茨城県町村会について先般、これ全部提携いたしました。大子まで、遠いところですよ。そういう形の中で、近いうちに、今月なのですが、八千代、五霞さんとは今綿密な打ち合わせをしようということで、例えば八千代のどこの体育館で何人受けられるか。そういうものまでとりあえず具体的にしていこうという話で進めています。もちろん境町でも受け入れる場合には、受け入れ態勢はすぐにとれるような、例えばふれあいの里で何人、あるいは体育館で何名というふうな準備を、これ全部お互いに提示をしてやっていくと。

ただ、水害の場合を想定しますと、野田側が切れた場合はこちらが切れるということはないわけです。ですから、その場合はこちらからお手伝いをすることになる。逆の場合は野田側からお手伝い。五霞についても同じなのですが、江戸川が切れない限り、五霞はほとんど心配ないということですから、この3つの提携というのはすぐ近くで、すぐ応援できる態勢をとりましょうと、こういって提携をさせていただきました。八千代ともに主に水害を想定したということでありまして。県西地区でやっているのは、笠間市が先ほどの原発の区域に入っていますから、放射能の。これも想定して、ではどこで何人受けられますかという確実なそういうものをお互いに提示をしておいて、応援態勢を組むと。これらは全て応援する側、される側、それはいつでも準備を整えていきたいと思います。先般県西の11市町村での提携というのをやってまいりました。

あと、今民間とやろうとしていることは、民間の高い建物のあるところ、これら。あとは、建設業とはすぐ対応していただけるということで、そういう協定は既に全て結んであります。それと、先般もこの前の震災のときもあったのですけれども、水道工事なんかは正直言って朝の5時まで工事をやってもらいました。4カ所破裂していましたから。そういうことでは、あのときはたまたま昼間だったですから、私もいましたし、職員も全部いたからできました。これも真夜中だったらどうなのだろうなという、ぞっとすることはあるのですけれども、ただ全ての面においてやっぱり行政は情報をいち早く発信させること、そしていち早く避難指示、避難命令というのは出せるようにすること、これが一番適切な判断ができるかどうかだと思っています。そういう意味では、そういう態勢はやっぱり内部でしっかりとつくっていく中と、あとは各地域の区長さんなり、民生委員さんなり、そういうところへの対応をお願いするということになると思いますので、万全とは、これなかなか災害等はいかないのです、全ての面において。でき得る限り万全を目指していきたいと、こう考えていますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 町長を信じまして、万全の策がされているというふうに理解いたします。

それにしましても、早い時点でやはり住民の方に知らせていただかないと、逃げるにしましても車を利用していい場合とそうでない場合といろいろあると思うのですけれども、その時間も入れないとならないので、その辺のところはちゃんと密に協議していらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

利根川が決壊し、氾濫した場合の避難連絡方法なのですが、つい先般、国土交通省のほうのやはりこれも同じように細かい見直しが行われまして、意見交換会がございました。その中で当然私どものほうの要望としましては、大河川を控えているということから、早目の連携ですね、そういったものを強く要望したところでございます。当然栗橋の観測所あるいは渡良瀬、当然八斗島は遠いのですが、八斗島からだと栗橋まで7時間程度かかるということですので、向こうだけ見ても仕方ないので、当然栗橋あるいは渡良瀬等々広い範囲でその次の雨量のふえ方等を勘案しながら、連絡を密にして、早い時期で避難判断基準の指示を出していただくということで、これを強く要望したところでありまして、特に要援護者、あとは要援護者と言われる障害の方、あるいはご老人だけの世帯等々につきましては、避難準備の段階で避難準備を出したのでは、逃げ遅れて被害に遭ってしまうということも当然想定されますので、ある程度の警戒水位に達した段階で避難準備指示を出すとか、そういったことも事細かに、これから避難計画を新年度防災計画の見直しとあわせて、その中で避難計画の作成も計画していきたいというふうに思います。新年度において避難計画書をできるかどうか、ちょっとあ

れですけれども、防災計画の見直しが終わりましたので、当然避難計画書なるものをそれぞれつくっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 時間がなくなったのですが、そうしますと一番最初の地域防災計画書は今つくっているというふうに捉えてよろしいのですね。ではないのですか。そのところが今曖昧だったものですから。原発の30キロ圏内には入っていませんけれども、しかし何らかのそうしたもしかして放射能が来る場合もあるかもしれない。そんなことも含めて計画するということだったのですが、それはなされているのかどうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） 原発事故に関する計画でございますが、先ほどの答弁の中でも部長のほうから申し上げたのですが、地域防災計画につきましてはやはりハザードマップとあわせて平成25年度の予算の中で計上させていただいております。そういうことから、25年度の中で進めていくわけでございますが、先ほどの答弁で申し上げました緊急時防護措置準備区域、いわゆる14市町村ですね、それについては防災計画のほうは例えば風水害あるいは地震対策とかと編が分かれているわけなのですが、その中でこの14市町村については全て別の項目として原子力対策編というのを設けることになっているのですが、当町においてはそれを設けなければならないということはないのですが、やはり東海原発から30キロ以上離れているとはいえ、そういったものも心配だろうというふうに思いますので、近隣市町村の策定状況等々を見ながら、何らかの形で個別の独立した対策編とはならないかもしれないのですが、全体的な中で原子力災害に対する計画も盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） これで内海和子君の一般質問を終わります。